

## 関西サービックとの団交開催！

2019年6月20日、地本は、新大阪丸ビルにおいて、(株)関西新幹線サービックと「発」第10号「組合掲示板の便宜供与」に関する再申し入れ（2019年4月23日申入）について団体交渉を開催しました。

団交委員は、関西サービックの各事業所から、西村泰弘台検副分会長（鳥飼事業所）、熊澤守関西地区分会長（第二事業所）、柿本克彦仕業分会執行委員（第一事業所）及び地本から柳楽副委員長、下茂業務部長。サービックからは、鈴木人事勤労課課長、川中人事部勤労課係長、尾浦事業部担当部長、谷岡事業部課長でした。

## サービック各事業所に組合掲示板を設置せよ！

1. 株式会社関西新幹線サービック会社内の各事業所で働く組合員に対し、組合から組合員又は組合員相互間の情報伝達のため組合掲示板を設置すること。

### 【回答】

現時点で組合掲示板を設置する考えはない。但し、2018年12月21日の団体交渉でも「組合掲示板を設置しない」とは述べておらず「一つの職場で10人以上いる場合、申し入れて頂ければ設置を検討する」と回答したとおりである。なお、申し入れの際には、対象事業所にいる貴組合員の名簿を提出することを願います。

以上

### 《主な議論》

### 一職場で10人以上という根拠を示せ！！

組合：組合員10人の根拠は何か。

サー：昨年の12月にお伝えしたのと変わらないが、掲示板の機能を考えたときにそれくらいの人数だったら組合掲示板があってもいいだろうという考えである。

組合：その10人はサービック労組にも適用しているのか。

サー：サービック労組とどういう協定を結んでいるのかはここで答える考えはない。

組合：いずれにしてもサービック労組とは組合掲示板の便宜供与の協定は結んでいるのではないか。

サー：サービック労組には、組合掲示板の便宜供与はしている。

組合：同じ事業所内にサービック労組の組合員がいて、東海労の組合員もいる。事業所内で複数の組合がある場合に、片方に貸して片方に貸さないことは差別である。

サー：貸さないといっているのではない。10人以上であれば設置を検討する。

## **東海労に供与しないのは差別行為であり 不当労働行為である！！**

組合：貸すか貸さないかは人数ではない。「片方の労働組合に貸して片方の労働組合に貸さないことが組合に対する差別行為であり、組織に対する支配介入の不当労働行為である。」という判例がある。組合としては、第三者機関への争いを望んではないが、必要なら行う。

サー：掲示板を設置しないとはいっていない。当社の考えとして10人くらいの場合に申し入れて頂ければ、検討するといっている。

組合：組合掲示板の機能といえ、組合員が多くいれば色々な情報を伝えないといけないからということで、10人以上という考え方をしていると思うが、もう一方では他労組の組合員にも情報を宣伝化する意味もある。だから、組合としては一人でもいれば当然掲示板の設置をすべきであり、それをしないことは不当労働行為である。

サー：繰り返しの回答になるが、当社としては、10人以上いれば考える。組合掲示板の設置場所とか組合掲示板の掲出にあたって色々決めなければいけないこともあるが、決して設置しないとはいっていない。

組合：10人という合理性があるかである。

サー：当社としてはその考えである。

組合：では、その根拠を出すべきである。

サー：先ほど、第三者機関の話が出たが当社が貴組合に是非やらないでくださいとかという立場ではない。もし、第三者機関でやらなければならないなら致し方ない。ただ、当社としての考えは10人以上という考え方である。

組合：何回もいうが、同じ事業所内に複数の組合がある場合に片方に貸して片方に貸さないことは明確に差別行為であり、判例もある。組合としては是非とも設置して頂きたい。

組合：先ほどから、10人以上という根拠の合理性が有るか無いかの判断になる。組合にその合理性を説明する必要がある。

サー：当社としては、組合員同士や他の組合員にお知らせする機能があることは理解しているが、申し訳ないが掲示板の機能を考えたら、そういうことをしなくても十分に今のままでも大丈夫という言い方は失礼であるが、設置は必要ない考えである。但し、10、9、8とか数字で10という数字をあげているが10人以上いる場合には、名簿を出して頂いて、事業所で確認できれば掲示板の設置は考えるし、貴組合が団体交渉で申し入れれば行う。

組合：10人が合理的であるかないかは、一方ではネット社会で掲示板がなくてもいいという話があるが、組合掲示板は事業所内に労働組合の主張を宣伝して団結を強化する意味合いがある。だから、一人であろうが何人であろうが一方には貸して一方には貸さないのは、差別行為である。

サー：差別しているつもりはない。

組合：「つもり」がないが差別でありその認識をなおしてもらう必要がある。それが不団結要素になる。

サー：設置しないと申している訳ではない。

組合：言い訳に過ぎない。東海労組合員が10人以上にならないように人事をするんだから。

サー：当社としては、現段階では10人以上という考え方である。

組合：文句あるなら、第三者機関でも訴えたらいいと思っているのではないか。

サー：特別にその様な考えたことはない。

組合：労使の間で解決すべきことは、一方には掲示板の便宜供与をしているのだから、10人の縛りを解くべきである。

サー：10人の縛りという話しは、当社では貴組合員からの出向を拒否出来る立場にはない。

組合：全事業所で東海労の組合員が17人いるが、全体で一つ掲示板を設置出来ないのか。

サー：一職場に10人以上と考えている。

組合：一職場に8人しかいないから、便宜供与しないために10人以上としているのではないのか。

サー：10人以上となった場合には、検討することは間違いない。検討して便宜供与しないことにはならない。

組合：鳥飼事業所では、8人いるが10人以上でないと便宜供与しない。この合理性の説明が出来るのか。

サー：10人以上で便宜供与する話しである。

組合：東海労の組合員を2人を鳥飼事業所に転勤させてくれば良い。検討には前向きか後向きがあるが、貸さない方に検討しているのではないか。

サー：そんなことは言っていない。

組合：東海労の組合員が17人いるので、検討に値するのではないか。

サー：全事業所とは考えてはいない。一職場で10人以上である。

組合：一職場で10人以上なら、機能するという考え方なのか。

サー：そうである。

組合：人数に関係なく便宜供与すべきである。10人となったときに組合掲示板の設置場所が変わることはないか。

サー：スペースはあるので変わることはない。

組合：10人の人数は明日にでもなるかもしれない。

サー：突然、出向者が来るわけではないので明日10人とはならない。

組合：新たに組合員の加入があるかもしれない。

サー：それはあるかもしれない。それでも10人以上なら設置は考える。

組合：10人以上はサービック会社の言い分であって、やはり人数に関係なく便宜供与すべきである。

サー：便宜供与しないとは言っていない。

組合：議論は平行線である。第三者機関に委ねるしかない。

サー：貴側がその様な手段を取るということは、我々は関知しない。

組合：それはもちろんである。

サー：第三者機関に話しをしてどうなるかは分からないが、サービック会社の考え方を伝えて頂いたらいい。

組合：10人以上の態度は変わらないことでいいか。

サー：そうである。今は、一職場で10人以上という考え方に変わりはない。

組合：10人以上という考え方は東海労組合員が何人いるか知ってて言っているのではないか。

サー：それは分からない。

組合：それなら、5人以上でもいいのではないか。

サー：それをいうなら10人、100人でもいいが。

組合：J R 東海では、組合員 5 人で組合掲示板を便宜供与しているのは、尾浦委員はご存じだと思いが。

サー：私（尾浦事業部担当部長）が J R 東海のとくに 5 人という基準があったという記憶はない。

組合：以前から会社（J R 東海）が 5 人であるとあらゆるところで答弁している。

サー：貴側だけでなく、色々な交渉の場で 5 人という言葉は私（尾浦事業部担当部長）なり他の人が出したという記憶はない。

組合：聞いた記憶もないのか。

サー：そうである。

組合：今の発言は使わせてもらう。

サー：私は記憶にない。

組合：10 人以上という判断は誰の判断なのか。

サー：会社としてである。

組合：いつ決めたのか。

サー：それについては申し上げる必要はない。

組合：対立を確認する。

以 上